

# 鎌倉市企業立地等促進条例の一部改正について

## 1 これまでの経過

本条例は、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することにより、産業の活性化及び雇用機会の増大を図り、活力あるまちの創出に寄与することを目的として制定し、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日までの間を立地促進期間と定め、当該期間内に実施した立地（事業所の新設、移設等）、設備投資、本社機能の設置及び事業所内保育施設の設置に対し市税の軽減措置を行っています。

本条例の立地促進期間が令和 3 年度に期日を迎えることから、条例の一部改正を予定しています。

## 2 一部改正素案の概要

### (1) 立地促進期間の延長

鎌倉市の第 4 期基本計画実施計画では、第 3 期基本計画後期実施計画に引き続き、鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略で推進してきた持続可能な都市経営を継続し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の実現に注力することとしていることから、立地促進期間を延長します。

また、期間については、上記に加え、令和 4 年度から深沢地域整備事業用地への企業誘致に取り組むことを考慮し、令和 4 年度から 10 年間の延長とするものです。

現行	一部改正素案
平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 14 年（2033 年）3 月 31 日まで

### (2) 条例の適用対象の追加

深沢地域整備事業における土地区画整理事業区域内の事業用地（以下「特定地域」といいます。位置図は裏面のとおりです。）には、健康な心身を維持・発展させる生活行動の実現、また人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上に資する「ウェルネス産業」に該当する事業を営む企業を誘致していく方針があることから、立地及び設備投資に係る対象業種として、新たに「オ 特定地域における規則で定める業種」を追加します。

<立地及び設備投資に係る対象業種概要（本社機能の移転、事業所内保育施設の設置は全業種対象）>

現行	一部改正素案
ア 製造業（工業系地域 <sup>*1</sup> への立地のみ対象） イ 情報通信業 ウ 宿泊業 エ 自然科学研究所	ア 製造業（工業系地域 <sup>*1</sup> への立地のみ対象） イ 情報通信業 ウ 宿泊業 エ 自然科学研究所 オ 特定地域における規則で定める業種※

※特定地域における規則で定める業種は、日本標準産業分類表に規定する「製造業」、「情報通信業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を予定しています。

## 3 条例制定等のスケジュール

令和 3 年（2021 年）8 月～9 月	パブリックコメントの実施
令和 3 年（2021 年）12 月	鎌倉市議会 条例議案上程（予定）
令和 4 年（2022 年）4 月	条例施行（予定）

\* 1 工業地域、工業専用地域、準工業地域をいいます。

# 深沢地域整備事業における土地区画整理事業区域

